

|                         |
|-------------------------|
| 会員規約をよくお読みのうえ大切に保管ください。 |
|-------------------------|

## 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

## ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-UCカード特約

### 〈株式会社クレディセゾン〉

#### 第1条(適用)

株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が株式会社ヤマハミュージックジャパン（以下「ヤマハ」という）と提携して発行するヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-UCカード（以下「本カード」という）の申込者（以下、契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）については、当社が定める「個人情報取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」（以下「当社同意条項」という）に加え、本同意条項が適用されます。

#### 第2条(当社からヤマハへの提供)

1. 会員及び入会申込者（以下「会員」という）は、当社が保護措置を講じた上で、(1)に定める個人情報をヤマハに提供し、ヤマハが(2)に定める目的で利用することに同意します。

(1) 当社がヤマハに提供する項目

- ①氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、入会登録フォームまたは申込書に記載された事項、当社のカード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報及び会員が当社に提出する書類等に記載されている事項。
- ②本カードの申込により発行されるカードの番号、有効期限及び変更後のカード番号、有効期限
- ③本カード番号が無効となった事実（ただしその理由は除く）
- ④会員資格の喪失（ただしその理由は除く）
- ⑤本カード申込に対する審査の結果（ただしその理由は除く）
- ⑥会員の本人カードのご利用に関する、ご利用日、ご利用金額、ご利用店名等のご利用状況

(2) ヤマハにおける利用目的

- ①会員向け有料サービスの提供
- ②楽器、教室、音響機器などヤマハ及びヤマハグループ各社の製品・サービス及び音楽関連商品、イベントなどの情報の提供
- ③前号に関する市場調査、商品開発及び営業案内のための印刷物などの送付
- ④ヤマハとの間の本人カード利用による決済の管理

#### 第3条(ヤマハから当社への提供)

1. 会員は、ヤマハが保護措置を講じた上で、(1)に定める個人情報を当社に提供し、当社が(2)に定める目的で利用することに同意します。

(1) ヤマハから当社が提供をうける項目

- ①「ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員情報の取扱い」に基づき会員がヤマハに届け出た情報
- ②ヤマハにおける会員資格及びこれに関連する情報

(2) 当社における利用目的

当社個人情報同意条項第1条(1)及び第2条(1)に定める利用目的

## ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-jet-UCカード ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-PEN-UCカード特約

### 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が株式会社ヤマハミュージックジャパン（以下「ヤマハ」という）と提携して、クレジットカード機能部分は当社、ヤマハミュージックメンバーズ機能部分はヤマハが提供するカードをヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-jet-UCカード、又は、ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-PEN-UCカード（以下「本カード」という）と称します。

#### 第2条(定義)

本特約における用語の定義は、本特約で定めがない限り、当社が定めるUCカード会員規約（以下「カード規約」といいます）の用語の定義によるものとします。

#### 第3条(カードの発行)

1.全日本エレクトーン指導者協会会員（jet会員）又はヤマハピアノエデュケーターズネットワーク会員（PEN会員）の方のうち、当社の定める本特約及びカード規約、並びにヤマハの定める「ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員規約（（会員特約）ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-jet-UCカード会員、ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-PEN-UCカード会員についてを含む）」及びその他関連規約（以下、「ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員規約（（会員特約）ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-jet-UCカード会員、ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-PEN-UCカード会員についてを含む）」とその他関連規約を併せて「ヤマハ規約」という）を承認の上、当社とヤマハ（以下、あわせて「両社」という）に、両社所定の方法により、本人カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を認めた方（以下「本会員」という）に、本カードを発行します。

#### 第4条(ヤマハミュージックメンバーズ会員機能およびヤマハサービス)

本人カードの機能のうち、ヤマハミュージックメンバーズ会員機能及びヤマハが提供するサービスについては、ヤマハ規約が適用されます。

#### 第5条(会員資格喪失等)

カード規約第10条（退会及びカードの利用停止と返却）第2項に以下の事項を追加します。

（ウ）会員がヤマハ規約に基づきヤマハメンバーズカード会員資格を喪失した場合。

#### 第6条(適用規約)

1.本人カードのクレジットカード機能については、カード規約に加え、本特約が適用され、両規定が重複する場合は、本特約が優先して適用されます。

2.本人カードのヤマハミュージックメンバーズ機能については、ヤマハ規約に加え、本特約が適用され、両規定が重複する場合は、ヤマハ規約が優先して適用されます。

#### 第7条(特約の変更)

UCカード会員規約第20条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第20条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

## ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員規約

### 〈ヤマハミュージックジャパン〉

#### 第1条(総則)

1.株式会社ヤマハミュージックジャパン（以下「ヤマハ」という）は、「ヤマハミュージックメンバーズ」(以下「YMメンバーズ」という)の運営とプレミアムクレジットカード会員向け有料サービス（以下「本プレミアムサービス」という）をお客様に提供するにあたり、ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員規約（以下「本規約」という）を定めます。

2.YMメンバーズとは、ヤマハが音楽を楽しむ方やヤマハ製品をご愛用のお客さまに向けて、充実した音楽ライブをお楽しみいただくための情報を発信する会員サービスをいい、事務局（以下「会員事務局」という）をヤマハにおきます。

3.プレミアムクレジットカード会員とは、ヤマハ及び株式会社クレディセゾン（以下「カード会社」という）所定の手続きを行い、クレジット機能を備えたヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-UCカード（但し、教室カードは含まない。以下「カード」という）の発行を受け、年会費の支払いにより、本プレミアムサービスの利用ができる資格を有するお客様をいいます。

4.プレミアムクレジットカード会員は、本規約とともに、ヤマハミュージックメンバーズのWebサイトを通じて提供されるサービスに関する利用規約が適用されます。

5.本規約は、ヤマハが提供するYMメンバーズ及び本プレミアムサービスに関する、ヤマハとお客様との契約条件及びその内容について定めたものであり、ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-UCカードにおけるクレジット機能については、カード会社が別途定める規約等（以下「カード会社規約」という）が別途適用され、当該クレジット機能に関し、本規約とカード会社規約が重複する場合、カード会社規約が優先して適用されます。

#### 第2条(入会申込資格)

プレミアムクレジットカード会員としての入会申込は、原則として日本国内に居住する満18歳（高等学校の在学生を除く）以上の方を対象とします。

#### 第3条(入会申込)

プレミアムクレジットカード会員として入会を希望する方は、本規約及びカード会社が定めるカード会員規約（以下「カード規約」という）に同意の上、ヤマハ及びカード会社所定の入会申込手続きをとるものとします。

#### 第4条(入会審査とカード発行)

1.プレミアムクレジットカード会員としての入会審査は、会員事務局及びカード会社が行います。

2.プレミアムクレジットカード会員としての入会審査の結果、プレミアムクレジットカード会員として承認された方に、ヤマハミュージックメンバーズ会員証としての機能をあわせもつカードを、カード会社が発行し貸与します。プレミアムクレジットカード会員は、本規約及びカード規約を遵守するものとします。

3.カードの所有権はカード会社に帰属します。

4.プレミアムクレジットカード会員は、カードを適切に管理頂くものとし、他人に譲渡、貸与または質入れ等することはできません。

#### 第5条(年会費)

1.プレミアムクレジットカード会員は、毎年ヤマハ所定の時期にヤマハ所定のYMメンバーズ年会費を、カード利用代金決済口座から自動引落しにより支払うものとします。

2.プレミアムクレジットカード会員が、プレミアムクレジットカード会員を退会する場合、既に納入されたYMメンバーズ年会費は返還されません。

#### 第6条(本プレミアムサービス)

1.ヤマハは、プレミアムクレジットカード会員に対し、下記のサービス利用できる資格

を付与します。

- 1.会員情報誌の送付
- 2.会員情報誌等で優待・特典サービス等として告知されるサービス
- 3.ヤマハミュージックメンバーズのWebサイトを通じて提供されるサービス

#### 第7条(関連規約)

1.ヤマハは、YMメンバーズの運営と本プレミアムサービスの提供にあたり、本規約とは別に、本規約に付随または関連する規約や細則、付則、特約、その他の規定（以下「関連規約」という）を定めることができ、関連規約は、別段の定めが無い限り、本規約と一体として共通に適用されます。

2.本規約の内容と関連規約との間で、矛盾する内容の定めがある場合、該当する範囲内で関連規約が優先して適用されます。

3.本規約で定める用語は、別段の定めが無い限り、関連規約においても共通に適用されます。

#### 第8条(個人情報の取扱い)

プレミアムクレジットカード会員及び入会申込者の個人情報の取扱いは、関連規約としてヤマハが別途定める「ヤマハミュージックメンバーズ プライバシーポリシー」及び「プレミアムクレジットカード会員情報の取り扱い」が適用されます。

#### 第9条(諸変更連絡)

1.プレミアムクレジットカード会員は、入会申込時の登録またはヤマハへの申出事項に変更が生じた場合及び、カードを紛失されまたは盗難にあった場合は、速やかにカード会社へ連絡するものとします。

2.プレミアムクレジットカード会員が前項に定める連絡を怠ることにより、万一本プレミアムサービスの提供が受けられない等の不利益や損害が生じたとしても、ヤマハ及びカード会社は一切の責めを負いません。

#### 第10条(プレミアムクレジットカード会員資格の期限及び喪失)

1.プレミアムクレジットカード会員資格の有効期限は、カードの有効期限と同一とします。また、カード会社がヤマハ承認の上、プレミアムクレジットカード会員の登録住所宛て有効期限を更新したカードを送付することで、有効期限は更新し、以後も同様とします。但し、ヤマハ及びカード会社は、更新義務を負うものではありません。また、ヤマハが必要と認めプレミアムクレジットカード会員に告知した場合には、プレミアムクレジットカード会員資格に関する有効期限を変更することができず。

2.前項の定めにかかわらず下記の状況が発生した場合、ヤマハは何ら催告等無しに、プレミアムクレジットカード会員としての資格を喪失させることができま

- 1.プレミアムクレジットカード会員がYMメンバーズ年会費の支払を怠った場合。
  - 2.プレミアムクレジットカード会員が本規約または関連規約に違反した場合。
  - 3.プレミアムクレジットカード会員がカード会員規約に違反した場合。
  - 4.プレミアムクレジットカード会員が諸変更連絡を怠る等により、会員事務局またはカード会社において諸連絡その他事務が困難となった場合。
- 3.プレミアムクレジットカード会員が、カード会社との間におけるカードの会員としての資格を喪失した場合には、理由の如何を問わず、同時にプレミアムクレジットカード会員としての資格を喪失するものとします。

4.プレミアムクレジットカード会員は、ヤマハ所定の退会のための手続きをとることで、任意に退会できますが、既に納入された年会費は返還されません。なお、退会手続きの詳細については、ヤマハ所定の窓口までお問い合わせください。

5.プレミアムクレジットカード会員資格を喪失した場合、本規約に基づく本プレミアムサービスに関するヤマハとプレミアムクレジットカード会員との間の契約は終了し、プレミアムクレジットカード会員は本プレミアムサービスを受ける権利を失います。但し、前項の定めに基づく退会の場合には、なお会員としてヤマハミュージックメンバーズのWebサイトを通じて提供される所定のサービス（プレミアムクレジットカード会員向けのサービスを除きます）を、「ヤマハミュージックメンバー

ズのWebサイトを通じて提供されるサービスに関する利用規約」に基づき利用できます。このため、当該サービスの利用を終了する場合は、別途ヤマハ所定の終了手続きをとるものとします。

**第11条(本規約等の改定)**

1.ヤマハは、次の各号のいずれかに該当する場合には、ヤマハの裁量により、本規約及び関連規約を改定することができます。

- 本規約または関連規約の改定が、プレミアムクレジットカード会員の一般の利益に適合するとき
- 本規約または関連規約の改定が、契約をした目的に反せず、かつ、改定の必要性、改定後の内容の相当性、改定の内容その他の改定に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 前項に基づき本規約または関連規約を改定するときは、ヤマハは、改定後の本規約または関連規約の効力が生じる前に、相当の告知期間を設け、本規約または関連規約を改定する旨、並びに改定後の本規約または関連規約の内容及び効力発生日を、電子メールまたは本サイトへの掲示その他適宜の方法で会員に予め告知するものとします。この場合において、プレミアムクレジットカード会員が改定後の本規約または関連規約の効力発生日以降に本プレミアムサービスまたはカードを利用したときは、会員は当該改定に同意したものとみなします。

**第12条(サービスの変更と終了)**

1.ヤマハは、ヤマハの判断で、本プレミアムサービスの内容を追加、変更することができます。

2.ヤマハは、YMメンバーズの運営または本プレミアムサービスの終了を決定した場合、ヤマハ任意の方法でプレミアムクレジットカード会員に告知を行い、YMメンバーズの運営または本プレミアムサービスを終了させることができます。この場合、ヤマハは、本規約に基づく本プレミアムサービスに関するヤマハとプレミアムクレジットカード会員との間の契約を、当該サービスの終了に伴い終了することができます。

**第13条(消費者契約に関する特則)**

プレミアムクレジットカード会員とヤマハとの本プレミアムサービス利用に関わる契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条3項所定の消費者契約に該当する場合には、本規約または関連規約のうち、ヤマハの損害賠償責任を完全に免除する規定、及びヤマハに故意または重大な過失がある場合に損害賠償責任の一部を免除する規定は適用されないものとします。この場合において、プレミアムクレジットカード会員に発生した損害がヤマハの債務不履行または不法行為に基づくときは、ヤマハに故意または重大な過失がある場合を除いて、プレミアムクレジットカード会員がヤマハに支払う1年間のYMメンバーズ年会費に相当する金額を上限として、その通常損害に関する損害賠償責任を負うものとします。

**第14条(権利義務の譲渡等禁止)**

プレミアムクレジットカード会員は、本プレミアムサービスを利用するにあたり発生する一切の権利義務を、第三者に譲渡、移転等してはならず、また担保権の設定をしてはならないものとします。

**第15条(準拠法と管轄)**

本規約及び関連規約の解釈及び履行については日本国法を準拠法とします。また、ヤマハとプレミアムクレジットカード会員との間に、YMメンバーズの運営及び本プレミアムサービスに関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

## ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員情報の取り扱い

**第1条(個人情報取扱い)**

- プレミアムクレジットカード会員及び入会申込者（以下「プレミアムクレジットカード会員等」という）は、カード会社が保護措置を講じた上で、次条以下の定めにもとづき下記の個人情報をヤマハに提供し、ヤマハが利用すること及びヤマハが参加店（ヤマハミュージックメンバーズの趣旨に賛同し、ヤマハとともに、独自に特典の付与や情報提供を行うヤマハ楽器特約店をいう。以下同様）に提供し、参加店がヤマハと共同利用（主たる管理責任者はヤマハとする。以下同様）することに同意します。
  - 氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、入会登録フォームまたは申込書に記載された事項、カード会社のカード会員規約等に基づきカード会社に届出のあった情報及びプレミアムクレジットカード会員等がカード会社に提出する書類等に記載されている事項。
  - カードの申込により発行されるカードの番号、有効期限及び変更後のカード番号、有効期限
  - カード番号が無効となった事実（ただしその理由は除く）
  - カード会員資格の喪失（ただしその理由は除く）
  - カード申込に対する審査の結果（ただしその理由は除く）
  - プレミアムクレジットカード会員の本カードのご利用に関する、ご利用日、ご利用金額、ご利用店名等のご利用状況

**第2条(利用目的と提供)**

- プレミアムクレジットカード会員等は、ヤマハが保護措置を講じた上で、第1条の情報及びプレミアムクレジットカード会員等がヤマハに届け出た情報を、業務上必要な範囲で下記のための利用することに同意します。
  - 本プレミアムサービスの提供
  - 楽器、教室、音響機器などヤマハ及びヤマハグループ各社（ヤマハブランド商品の他、ヤマハまたはヤマハグループ各社が同社ら指定の第三者から仕入れて取り扱う商品を含む。以下同様）・サービス及び音楽関連商品、イベントなどの情報の提供
  - 前号に関する市場調査、商品開発及び営業案内のための印刷物などの送付
  - ヤマハとの間のカード利用による決済の管理
- プレミアムクレジットカード会員等は、ヤマハが保護措置を講じた上で、下記の目的のために第1条の情報及びプレミアムクレジットカード会員等がヤマハに届け出た情報を、業務上必要な範囲で参加店に提供し、参加店がこれをヤマハと共同利用することに同意します。
  - 本プレミアムサービスの提供
  - 楽器、教室、音響機器などヤマハ及びヤマハグループ各社が取り扱う商品・サービス及び音楽関連商品、イベントなどの情報の提供
  - 前号に関する市場調査、商品開発及び営業案内のための印刷物などの送付
  - 参加店の営業案内、アンケートのための印刷物の送付
  - 参加店との間のカード利用による決済の管理
- プレミアムクレジットカード会員等は、下記の個人情報のうち、決済処理あるいは問合せ対応等の事務処理に係る業務の委託のため及びカード会社の規約に定める目的に必要な範囲に限り、ヤマハが保護措置を講じた上でカード会社に提供し、カード会社がこれを利用することに同意します。
  - 「ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員情報の

取り扱い」に関する規定（以下「本規定」という）に基づきプレミアムクレジットカード会員等がヤマハに届け出た情報

(2) ヤマハにおける会員資格及びこれに関連する情報

**第3条(その他の外部委託)**

プレミアムクレジットカード会員等は、ヤマハが配送、印刷、コンピュータ処理、会費等請求事務及びこれらに付随する事務を第三者に業務委託する場合及び当該委託先が別企業に再委託する場合、ヤマハが保護措置を講じた上で本規定に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

**第4条(開示等の求めについて)**

- プレミアムクレジットカード会員は会員事務局に対し個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己の個人情報の開示を求めることができます。開示を求める場合は、ヤマハミュージックジャパン 会員事務局 〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい5-1-2 ウェストタワー 8F へ連絡するものとします。
- 万一個人情報内容が事実でないことが判明した場合、ヤマハは個人情報の保護に関する法律に定めるところにしたがい、ヤマハが保有する情報について訂正及び削除に応じるものとします。

以上

## （会員特約）ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-jet-UCカード会員、ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-PEN-UCカード会員について

**第1条(総則)**

全日本エレクトーン指導者協会会員（jet会員）、ヤマハピアノエデュケーターズネットワーク会員（PEN会員）のうち、ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-jet-UCカードまたはヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-PEN-UCカードをお申込み頂いた会員の皆様(以下「提携会員」という)は、所属する各組織における会員規約、カード会社におけるカード会員規約とともに、ヤマハが定める本プレミアムサービスの利用にあたっては、次に定める提携会員向け特約（以下「本会員特約」という）が適用されます。

**第2条(会員資格)**

- 提携会員として有効な資格を保有する方は、本会員特約の定めに基づき、本プレミアムサービスを利用する資格を付与します。
- 提携会員の資格を喪失した場合には、同時に、プレミアムクレジットカード会員としての地位を喪失し、本プレミアムサービスを受ける権利を失います。

**第3条(入会申込)**

提携会員は、本会員特約に同意の上、ヤマハ所定の申込書をヤマハ所定の窓口へ提出頂くものとします。

**第4条(年会費)**

提携会員における年会費の負担は、ヤマハが別途定める場合を除き、各組織における会員規約等の定めによるものとします。

**第5条(個人情報の取扱い)**

提携会員及び入会申込者の個人情報の取扱については、関連規約としてヤマハが別途定める「ヤマハミュージックメンバーズ プライバシーポリシー」及び「ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員情報の取り扱い」が適用されます。

**第6条(その他の定め)**

上記各条項の他、本規約（「ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員規約」）が定める第1条（総則）、第4条（入会審査とカード発行）、第

6条（本プレミアムサービス）、第7条（関連規約）、第9条（諸変更連絡）、第10条（プレミアムクレジットカード会員資格の期限及び喪失）、第11条（本規約等の改定）、第12条（サービスの変更と終了）、第13条（消費者契約に関する特則）、第14条（権利義務の譲渡等禁止）、第15条（準拠法と管轄）、並びに、本付則（「JIFC-UCカード（一般カード）保有会員に対する経過措置について」）第1条ないし第3条を適用または準用します。

以上

### （付則）

**JIFC-UCカード（一般カード）保有会員に対する経過措置について**
2018年3月末日終了時点で、有効な「ヤマハフイーリングクラブ UCカード会員」としての資格をお持ちの方（以下「JIFCクレジット会員」という）は、2018 年4月1日（以下「基準日」という）以降、本規約（「ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員規約」）が適用されます。但し、JIFCクレジット会員に対しては、本プレミアムサービスに関する手続きやサービス等の変更に関わる経過措置として、本規約の一部に関し、その関連規約となる本付則(以下「本付則」という)が優先して適用されます。

**第1条(手続き)**

- JIFCクレジット会員は、ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員に名称を変更される。なお、当該変更にあたり、新たな入会申込手続きは要しません。
- ヤマハは、JIFCクレジット会員またはヤマハの事情により、ヤマハが必要と判断した場合、JIFCクレジット会員が保有するカードに記載する参加店を変更することができる。

**第2条(追加サービス利用条件)**

- 前条第1項の定めにかかわらず、JIFCクレジット会員が、本規約第6条第1項第3号で定める新たに追加したサービスを利用するためには、その条件としてヤマハ所定のWeb上の手続きを別途お取り頂くものとします。この手続きがとられない場合には、当該サービスの利用資格は付与されないものとします。なお、JIFCクレジット会員が当該サービスの手続きをとらない場合であっても、年会費の一部返還等を求めることはできないものとします。
- 前項の定めに関わらず、基準日までに既に前項で定めるヤマハ所定のWeb上の手続きを完了した方は、新たなWeb上の手続きを要しません。

**第3条(参加店の独自サービス)**

ヤマハは、JIFCクレジット会員に対し、参加店が独自に提供するサービスの利用資格を、当該サービスを終了するまでの間、付与します。

**第4条(年会費)**

本プレミアムサービスの年会費の支払い方法は、JIFCクレジット会員がプレミアムクレジットカード会員としての資格を喪失するまでの間、JIFCクレジット会員時において既に登録頂いたカード利用決済口座から自動引き落としにより支払うものとします。

以上

## 株式会社ヤマハミュージックジャパン 株式会社 クレディセゾン